

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第112号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年8月1日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇市〇〇町地区の太陽光発電に関する第1期工事完了した後の関係書類全部 農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書として「平成〇年〇月〇日付け〇〇農林第〇〇号農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する法律に基づく事業進捗状況報告について」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月31日（同年4月2日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。））に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県はあるべき書類（H30年3月31日完了予定）と明記した後の現在を指す書類がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

- (1) 本件請求における「〇〇市〇〇町地区の太陽光発電に関する第一期工事完了した後の関係書類」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇農林第〇〇号農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく事業進捗状況報告について」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当すると判断される情報については、公開しないこととした。
- (2) 審査請求人が請求した文書は、本件処分に係る文書が全てである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年3月31日	諮問
令和6年10月28日 第3部会（第13回）	審議
同年 11月29日 第3部会（第14回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成〇年〇月〇日付け〇〇農林第〇〇号農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく事業進捗状況報告について」と特定し本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、「あるべき書類（H30年3月31日完了予定）と明記した後の現在を指す書類がない。」と主張しており、公文書の特定については、争いはないが、特定した公文書の不足を主張していると認められることから、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関によると、本件請求に係る公文書は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」第8の8において、計画作成市町村は、農地転用に係る設備整備計画の進捗状況を把握した場合は、その内容を、認定に際して協議した都道府県の農地転用担当部局と共有することが望ましいと記載されていることから、〇〇市長から実施機関に対して副本が送付されたものとのことである。

当審査会において、ガイドラインを確認したところ、審査請求人の主張する「あるべき書類（H30年3月31日完了予定）と明記した後の現在を指す書類」すなわち完了報告にあたる書類については、都道府県の農地転用担当部局に共有する旨の記載がないことから、審査請求人が請求した文書は、本件処分に係る文書が全てであるとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 実施機関が非公開とした部分について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	